



木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

木造住宅  
の場合



まず診断！

1 住まいの耐震診断

希望者へ  
「耐震診断補強相談士」を派遣し、  
無料で木造住宅の耐震診断を行います。



お申し込み

住宅政策課 窓口 又は  
電話 ☎055-934-4885

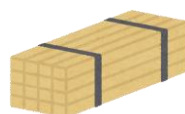
無料

補強が必要だと分かったら…

※事前の申請が必要です。

2 補強計画の作成及び補強工事の実施

木造住宅の補強計画作成及び耐震補強工事にかかる費用を、  
一般世帯は最大100万円、高齢者世帯等は最大120万円まで  
補助します。



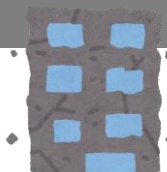
補助金

最大  
1,000,000円  
(1,200,000円)

木造住宅以外 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅以外の建築物



木造住宅  
以外の場合



1 耐震診断の実施

※事前の申請が  
必要です。

木造住宅以外の建築物に対し、  
耐震診断費用の一部を補助します。

補助金

- ・戸建て住宅  
基準額（136,000円）と事業経費を  
比較し、少ない額の2/3以内
- ・住宅以外（マンション含む）  
基準額と事業経費を比較し、  
少ない額の2/3以内

2 補強計画の作成

※事前の申請が  
必要です。

特定既存耐震不適格建築物※1及び  
マンションの補強計画作成に対する  
費用の一部を補助します。

※1：多数の方が利用する建築物であることなど、  
用途・規模に制限があります。

補助金

基準額と事業経費を  
比較し、  
少ない額の2/3以内



3 補強工事の実施

※事前の申請が  
必要です。

特定既存耐震不適格建築物※1及び  
マンションの補強工事に対する  
費用の一部を補助します。

※1：多数の方が利用する建築物であることなど、  
用途・規模に制限があります。

補助金

基準額と事業経費を  
比較し、  
少ない額の23%



耐震基準は昭和56年6月に大幅改正されました。

改正以前に建てられた建築物は大地震に対する強度が不足しており倒壊の危険性が高いとされています。  
大地震は突然起こります。命、財産を守るために、補助制度を活用し、耐震診断・耐震補強を行いましょう。